

# 決 定 書

埼玉県坂戸市につさい花みず木五丁目

異議申出人 平 瀬 敬 久

上記異議申出人（以下「申出人」という。）が令和6年4月27日付けで提起した令和6年4月14日執行の坂戸市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、坂戸市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議の申出を棄却する。

## 本件異議の申出の要旨

申出人は、本件選挙について、当選決定（当選の効力）の取消しを求めるものである。

その申出理由とするところの異議申出書の記載、申出人及び補佐人の口頭による意見陳述及び当委員会の申出人に対する質問の結果からその内容を要約すると次のとおりである。

### 1 申出理由1

今回の選挙は、令和2年4月12日執行の坂戸市議会議員一般選挙（以下「前回選挙」という。）と比較して、投票率が36.46%から44.64%に増加してはいるものの、無効投票が648票から1,042票へ大幅に増えており、無効投票の票数としては多過ぎる。

### 2 申出理由2

選挙期間中及び選挙期間後において、選挙人から申出人に投票した旨の電話や連絡が多数あり、肌感覚的に848票の得票数では少な過ぎる。

### 3 その他1

投票用紙の再点検の際は、無効投票を含む投票総数の全数とすることを求める。

### 4 その他2

投票用紙の再点検の際は、希望する市民の立会いを求める。

## 決 定 理 由

当委員会は、本件選挙の開票事務の正確性、公正性及び迅速性を確保するため、開票事務従事者に対して開票事務従事者説明会を開催した。その内容は、開票事務取扱要領に基づき、開票事務の手順、各担当の事務概要、票の分類の方法等の周知徹底を図るとともにその重要性を認識させるものであり、細心の注意を払い、万全を期して開票作業に当たったところである。かかるところ、申出人から令和6年4月27日付けで本件選挙に係る当選の効力に関する異議の申出がされた。当委員会は、同年5月7日付けでこれを受理し、その申出に基づき、申出人及び補佐人から口頭による意見陳述並びに申出人への質問を行うとともに、別記1の関係人の証言を求め、慎重かつ厳正に審理した結果次のとおり判断した。

### 第1 申出理由1について

#### 1 投票率（投票総数）について

申出人は、本件選挙における投票率と前回選挙の投票率を比較し、本件選挙における投票率の増加について述べている。しかし、本件選挙を除く過去3回の坂戸市議会議員一般選挙における投票率は次のとおりであり、新型コロナウイルス感染症の蔓延により外出を控える選挙人が多い中で執行された前回選挙の投票率が特別に低くなっている。

- ・令和6年執行（本件選挙） 44.64%（36,523票）
- ・令和2年執行（前回選挙） 36.46%（29,943票）
- ・平成28年執行 46.98%（37,833票）
- ・平成24年執行 51.76%（41,578票）

#### 2 無効投票の票数（投票総数に占める割合）について

申出人は、本件選挙における無効投票の票数が1,042票であったことから、前回選挙と比較して当該票数が多いことを主張している。しかし、本件選挙を除く過去3回の坂戸市議会議員一般選挙における無効投票の票数（投票総数に占める割合）は次のとおりである。

- ・令和6年執行（本件選挙） 1,042票（2.85%）
- ・令和2年執行（前回選挙） 648票（2.16%）
- ・平成28年執行 1,068票（2.82%）
- ・平成24年執行 1,071票（2.58%）

#### 3 口頭意見陳述における申出人の陳述について

口頭意見陳述において、申出人が、「今回の選挙は、2020年4月の市議選と比較し、投票率が36.46%から44.64%へ上昇、前回よりも投票率が約22%伸びているとはいえ、無効票は648票から1,042票、率にすると約61%増となり、投票率の伸びと比較すると、無効票は3倍近い伸びとなっています。」と陳述している。

#### 4 当委員会から申出人に対する質問について

当委員会から申出人に対し、前回選挙と比較し、本件選挙の無効投票が多くなった要因をどのように考えているかについて質問したところ、「無効票について確認してみないとわからない」との回答があった。

## 5 当委員会の判断

上記1及び2について、前回選挙を除く過去3回の投票率（投票総数）及び無効投票の票数（投票総数に占める割合）を見ると、前回選挙のみがともに低い数字となっている。このことから、本件選挙のような平時に執行された選挙と前回選挙のような新型コロナウイルス感染症蔓延による特殊な状況下で執行された選挙を比較することは、様々な要因により単純には比較し難いものである。

一方、申出人は、口頭意見陳述において、無効投票の票数が前回選挙から今回選挙にかけて約61%増加し、投票率の伸びと比較すると3倍近い伸びである旨の陳述をしているが、これは投票率の比較と同様に投票総数に占める無効投票の票数の割合を比較したものではなく、無効投票の票数を直接比較したものである。上記2のとおり、投票総数に占める無効投票の割合が前回選挙は2.16%、本件選挙は2.85%であり、前回選挙から今回選挙にかけて0.69ポイントの増加となっている。そして、当委員会から申出人に対する質問において、本件選挙の無効投票の票数が多くなった要因について質問をしているが、無効票を確認しないとわからない旨の回答があった。これにより、明確な根拠に基づき無効投票の票数が多いことを主張しているわけではなく、あくまで前回選挙と本件選挙の無効投票の票数の比較のみによるものであることがうかがえる。

以上のことから、本件選挙と前回選挙を除く過去2回の坂戸市議会議員一般選挙を比較しても、本件選挙における無効投票の票数が特段多いものとは認められない。したがって、申出人の主張には理由がないものと認める。

## 第2 申出理由2について

### 1 口頭意見陳述における申出人の陳述について

口頭意見陳述における申出人の陳述を要約すると、マイク宣伝している申出人に対して声掛けが何度かあったこと、開票日の翌日、多くの支援者から電話やメールが申出人及び選挙事務所のスタッフに届いたこと、これらを数えるとゆうに100票は超えること、こうした反応は申出人が共産党公認で選挙を戦った過去2回の選挙ではなかったこと等が陳述されている。

### 2 当委員会から申出人に対する質問について

当委員会から申出人に対し、異議申出書において、「選挙期間中の有権者から大きな反響、選挙後も多くの有権者から「投票したのに」などの電話や連絡があった」ことについて、具体的に「大きな反響」「多くの有権者」がどれくらいの人数であったか質問したところ、「ざっくり100は

超えている」との回答があった。また、当該回答の人数を示す記録等の証拠の有無について質問したところ、「電話や立ち話のため証拠としては出せない」との回答があった。

### 3 当委員会の判断

異議申出書における、「大きな反響」「多くの有権者」について、当委員会から申出人に対し、どれくらいの人数であったかについて質問をしたところ、「ざっくり100は超えている」との回答であった。したがって、選挙人から申出人に電話や連絡があった人数は、申出人の848票の得票数には大きく満たない人数となっている。

以上のことから、申出人の得票数が少な過ぎるとする主張には客観的で明確な根拠があるわけではなく、あくまで申出人の主観で述べられているに過ぎない。したがって、申出人の主張には理由がないものと認める。

## 第3 その他1及び2について

### 1 開票事務の手順及び内容

#### (1) 有効投票の点検及び計数

申出人と最下位当選人の得票数の差は4票であるが、各候補者の得票については、開票事務取扱要領に基づき、開票事務が次のように行われ、確定されたものである。

ア 投票箱から取り出された投票用紙は、開披分類係（46名）に3台の開披点検台で、天地及び表裏が揃えられる。

イ 揃えられた票は、2台の自動で候補者名を読み取る分類機で候補者ごと、白票及び読取不能票に分類される。分類機で候補者の氏名が明瞭に記載されていると判別された票は、確認担当が1票ずつ裏面も含めて点検し、候補者ごとに正確に分類されているかを点検している。

ウ 白票は、問題票審査係に回付され、1票ずつ裏面も含めて点検される。

エ 読取不能票は、リジェクト票分類係において、有効投票と問題票に分類され、有効投票は確認担当へ回付され、問題票は問題票審査係により審査判定される。なお、疑義のある票については、選挙立会人に意見を聴き、選挙長に有効投票か無効投票かの決定を求め区分する。

オ 確認担当及び問題票審査係を経た票は、計数機により投票用紙を2度数え、原則200票ごとに束ねている。

カ 束ねられた投票用紙は、集票・括束担当が候補者名及び200票束であることの確認を行い、点検小票を付している。その後、確認括束係責任者は、点検小票及び票数が正当なものであるかを確認後、点検小票に押印した上で、開票集計システム①担当に回付する。開票集計システム①担当は、確認括束係責任者から回付された票束に付された点検小票のバーコードで開票集計システム①に読み込む。

キ 開票集計システム①で読み込んだ票は、原則として、立会人補助係

が選挙立会人に票束を回付する。10人の選挙立会人は、1票ずつ確認した上で点検小票に押印し、さらに選挙長の確認を得て確定し、開票集計システム②担当により端末上で最終的な票数を集計している。

## (2) 本件選挙における無効投票の審査及び判定

ア 分類機による投票用紙の分類、確認担当による点検作業等において、候補者の氏名が不明瞭、単に記号、符号を記載したもの等により問題があるとされた投票用紙は、全ての票が問題票として問題票審査係に回付していた。

イ 問題票審査係は6人おり、必ず複数人で投票用紙の記載内容の審査を行い、立候補者以外の氏名が書いてあるもの、全く判読できないもの、白票等の明らかに無効なものを無効投票として判定している。それ以外については、実例、判例等により一定の判断が可能とされる場合等は、無効事由ごとに、開票事務取扱要領に基づき、選挙立会人に意見を聴き、選挙長に有効投票か無効投票かの決定を求め区分していた。

## (3) 本件選挙における選挙立会人による開票事務の立会い

ア 選挙立会人に対しては、選挙期日当日の午後8時30分から、開票所において当委員会から開票作業の流れ等を説明した。この際、事務従事者の点検や計数を終えて束ねられた投票用紙を、最終点検者として1票ずつ点検するとともに、束ごとに付された点検小票に確認印の押印を求めることについて了解を得ていた。

イ 午後9時からの開票作業において、選挙立会人は、まず有効投票と判定された投票用紙の束について、1票ずつ確認した上で束ごとに付された点検小票に確認印を押印した。

ウ 無効投票と判定された投票用紙について、問題票審査係から無効事由ごとに実際の投票用紙を示されながら説明を受け、その判定について了解した上で、束ごとに付された点検小票に確認印を押印した。

## 2 口頭意見陳述における補佐人の陳述について

口頭意見陳述において、補佐人が、「他の自治体でも無効票を数え直した場合に、逆転当選といったことが実際にございますので、是非今回の申出に従いまして、改めてこの投票の、票の内容の確認というものを是非行っていただきたくお願いを申し上げます。」と陳述している。

## 3 当委員会から申出人に対する質問について

再点検の対象とする票について、当委員会から申出人に対し、無効投票のみ又は無効投票、最下位当選人及び申出人の票のみでは不足するかどうかについて質問したところ、他の当選人に申出人の票が混在している可能性があるため、全ての票の再確認が良いとの回答があった。

## 4 証人尋問における関係人の証言

関係人の証言によると、開票事務全体を通して問題等はなく、開票にか

かった時間もこれまでの選挙と比較し大きな差はなくスムーズに進んだと証言している。また、問題票の判定に当たっては、その都度、選挙長及び10人の選挙立会人の総意の下で決定しており、有効及び無効の判定で意見の食い違い等の問題が生じた判定はなかったと証言している。

当委員会から関係人に対し、申出人と最下位当選人の得票差が4票であることから、仮に再点検を行えば順位が逆転する可能性があるかについて尋問した。その結果、多くの従事者、選挙長及び10人の選挙立会人が1票ずつ確認していること、本件選挙では、申出人及び最下位当選人の氏名が他の21名の候補者と類似していないことから、逆転の可能性はないと証言している。

## 5 当委員会の判断

開票事務従事者による開票事務及び選挙立会人による開票事務の立会いは、最終点検者として適正に行われたものであり、当選の効力に影響を及ぼす事務の誤りは存在していない。また、多くの開票事務従事者、選挙長及び10人の選挙立会人が投票用紙を1票ずつ確認しており、申出人と最下位当選人はもとより、その他の21人の候補者の氏名に類似点は認められないため、票の混同等が起きる可能性は限りなく低い状況であった。加えて、問題票の判定に当たっては、開票事務取扱要領に基づき、選挙立会人の意見を聴いて、選挙長の決定を求めていることとされているが、本件選挙においては、その都度、選挙長及び10人の選挙立会人の総意の下で決定しており、有効及び無効の判定で意見の食い違い等の問題が生じた判定はなかった。

以上のことから、投票用紙の再点検を行ったとしても当選の結果に異動が生じる可能性はないため、再点検の必要はないと判断する。

以上のことから、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和6年6月3日

坂戸市選挙管理委員会委員長 石川邦松

教 示

この決定に不服のある場合は、法第206条第2項の規定により、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

別記 証言を求めた関係人の職及び氏名

- (1) 坂戸市議会議員一般選挙開票事務従事者  
庶務係 石川健吾
- (2) 坂戸市議会議員一般選挙開票事務従事者  
問題票審査係 齊藤秀一